

## 南海バス株式会社と路線バスの運転士等の 担い手確保に向けた連携協定を締結しました

堺市では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活スタイルの変化等によりバス利用者が回復していない中、深刻化している運転士不足により減便等が発生している状況であり、市民・地域の社会生活や経済活動を支えるバス路線の維持・確保を図る必要があります。

そのため、本市では令和 5 年 12 月 1 日に締結した南海電気鉄道株式会社との包括連携協定書を踏まえ、バス路線の維持・確保に向けて、本市と南海バス株式会社が連携・協力し、運転士等の担い手確保に向けた取組を行うことを目的に連携協定を締結しました。

### 1 締結先

南海バス株式会社（堺市堺区竜神橋町 1 丁 2 番 11 号）

取締役社長 鈴木 一明

### 2 締結日

令和 7 年 3 月 7 日（金）

### 3 主な内容

本市と南海バス株式会社が連携・協力することにより、路線バスの運転士等の担い手確保に取り組み、市民・地域の社会生活や経済活動に不可欠である公共交通の維持・確保を図ることを目的としています。

（連携及び協力事項）

運転士等の担い手確保に向けた団体等への働きかけや運転士等に関心のある団体等の把握、周知広報等について、相互に連携・協力する。

### 4 具体的な取組（予定）

○運転士等の担い手確保に向けた団体等への働きかけに関する連携

大型自動車免許の保有者がいる企業・団体等へ働きかけ、説明会や運転体験会等を開催します。

○運転士等に関心がある団体等の把握に関する連携

市ホームページに運転士等に関心がある企業・団体等からの受付窓口を設置し、説明会や運転体験会等を開催します。

○周知広報に関する連携

運転士等の担い手確保に向けた取組等に関して、市ホームページやイベント等で PR を行います。

## 5 本市内における南海バスの運行状況

南海バスは市内で 42 路線を運行しており、1 日あたりの市内乗車人員数は平均 55,000 人程度です。また、市内に 3 営業所を有しており、市内バス路線の多くを担っています。

|                            |                                                                  |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 問<br>い<br>合<br>わ<br>せ<br>先 | 担 当 課：建築都市局 交通部 公共交通担当<br>電 話：072-228-7549<br>ファックス：072-228-8468 |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------|

## 堺市と南海バス株式会社との路線バスの運転士等の担い手確保に向けた連携協定書

### (目的)

第1条 本協定は、令和5年12月1日に締結した「堺市と南海電気鉄道株式会社との包括連携協定書」に基づき、堺市（以下「甲」という。）と南海バス株式会社（以下「乙」という。）が相互に連携・協力し、路線バスの運転士等の担い手確保に取り組み、市民・地域の社会生活や経済活動に不可欠である公共交通の維持・確保を図ることを目的とする。

### (連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために、運転士等の担い手確保に向けた団体等への働きかけや運転士等に関心のある団体等の把握、周知広報等について、相互に連携・協力する。

### (協定の変更等)

第3条 本協定は、甲及び乙の書面による合意をもって変更することができる。  
2 本協定締結時に想定し得ない社会情勢の変化等が起きた場合には、甲又は乙は、その内容を客観的に示す根拠とともに、相手に対して本協定の取り扱いについて協議を申し入れることができる。

### (有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

### (その他)

第5条 本協定に定める事項に関する細目については、甲及び乙が別途協議して定めるととする。  
2 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名・押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年3月7日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市  
堺市長 永藤 英機

乙 堺市堺区竜神橋町1丁2番11号  
南海バス株式会社  
取締役社長 鈴木 一明